

## 議案説明資料

### 条例改正概要・新旧対照表 ほか

#### 議案第 1 号 . . . P1 ~ P45

富士見町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について  
(改正概要・新旧対照表)

#### 議案第 2 号 . . . P46 ~ P47

富士見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例の専決処分について  
(改正概要・新旧対照表)

#### 議案第 3 号 ~ 議案第 8 号

平成 29 年度 各会計補正予算の専決処分について  
(議案集：各補正予算 歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください)

#### 議案第 9 号

平成 30 年度 一般会計補正予算の専決処分について  
(議案集：補正予算 歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください)

#### 議案第 10 号 . . . P48

富士見町印鑑の登録及び証明に関する条例  
(改正概要)

#### 議案第 11 号 . . . P49 ~ P51

富士見町税条例の一部を改正する条例  
(改正概要・新旧対照表)

#### 議案第 12 号 . . . P52 ~ P55

富士見町国民健康保険条例の一部を改正する条例  
(改正概要・新旧対照表)

**議案第 1 3 号 . . . P56 ~ P57**

富士見町地域経済牽引事業の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

(改正概要・新旧対照表)

**議案第 1 4 号 . . . P58 ~ P59**

富士見町公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(改正概要・新旧対照表)

**議案第 1 5 号 . . . P60 ~ P63**

富士見町立コミュニティ・プラザ設置条例の一部を改正する条例

(改正概要・新旧対照表)

**議案第 1 6 号 . . . P64 ~ P65**

富士見町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(改正概要・新旧対照表)

**議案第 1 7 号 ~ 議案第 2 1 号 . . . P66**

6 市町村間の証明書等の交付等に係る事務の相互委託に関する規約を廃止する規約の協議について

(廃止概要)

**議案第 2 2 号 . . . P67**

富士見町の特定の事務を取扱わせる郵便局の指定等の取消しに関する協議について

(取消しに関する概要)

**議案第 2 3 号**

損害賠償の和解と賠償額の決定について

(議案集：別紙をご覧ください)

**議案第 2 4 号 ~ 議案第 2 5 号**

平成 3 0 年度 各会計補正予算について

(議案集：各補正予算 歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください)

地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 125 号）、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 30 年政令第 126 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 127 号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 24 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 25 号）が平成 30 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い富士見町税条例の一部を改正する。

#### 専決処分理由

本法律は、原則として平成 30 年 4 月 1 日から施行となり、町税条例においても一部を除き平成 30 年 4 月 1 日付けで施行する必要があるため、所要の改正を行うものである。

### 個人所得課税

#### 給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し(平成 33 年度分～) [個人住民税]

##### ○ 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

様々な形で働く人をあまねく応援し、「働き方改革」を後押しする観点から、給与所得控除・公的年金等控除を 10 万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げる。

給与所得控除・公的年金等控除	▲ 10 万円
基礎控除	+ 10 万円（控除額：33 万円→43 万円）

##### ○ 給与所得控除の見直し

給与収入が 850 万円を超える場合の給与所得控除額を 195 万円（上記振替に伴う 10 万円引下げ分を含む。）に引き下げる。ただし、子育てや介護に対して配慮する観点から、22 歳以下の扶養親族や特別障害者控除の対象となる扶養親族等が同一生計内にいる者については、負担増が生じないよう措置を講ずる。

##### ○ 公的年金等控除の見直し

世代内・世代間の公平性を確保する観点から、公的年金等収入が 1,000 万円を超える場合、控除額に上限（見直し後：195.5 万円（上記振替に伴う 10 万円引下げ分を含む。））を設ける。

公的年金等収入以外の所得金額が 1,000 万円を超える場合は控除額を 10 万円引下げ、2,000 万円を超える場合には控除額を 20 万円引き下げる。

##### ○ 基礎控除の見直し

基礎控除は所得の多寡によらず一定金額を所得から控除しており、高所得者にまで税負担の軽減効果を及ぼす必要性が乏しいとの指摘があること等から、控除額が所得金額 2,400 万円超から逡減し、2,500 万円超で消失する仕組みを設ける。

・合計所得金額 2,400 万円超 2,450 万円以下(給与収入 2,595 万円超 2,645 万円以下)	控除額 29 万円
・合計所得金額 2,450 万円超 2,500 万円以下(給与収入 2,645 万円超 2,695 万円以下)	控除額 15 万円
・合計所得金額 2,500 万円超 (給与収入 2,695 万円超)	適用なし

## 資産課税

### 1 固定資産税等(土地)の負担調整措置

- 現行の仕組みを3年延長（見直しについては引き続き検討）。

### 2 バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に係る税額の減額措置の創設〔固定資産税・都市計画税(家屋)〕

- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち主に実演芸術の公演等を行う一定のものについて、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に同法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるよう改修工事を行った場合において、その旨等を市町村に申告したものに限り、改修工事が完了した年の翌年度から2年度分の当該家屋に係る固定資産税及び都市計画税について、当該家屋に係る固定資産税額及び都市計画税額の3分の1に相当する金額（当該3分の1に相当する金額が当該改修工事に係る工事費の60分の1に相当する金額を超える場合は当該60分の1に相当する金額）を減額する。

### 3 新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置の延長

- 新築住宅（認定長期優良住宅を含む）に係る税額の減税措置を2年延長

### 4 固定資産税等の特例措置の見直し

- 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に規定する一定の発電設備に係る課税標準の特例措置について見直しを行った上で2年延長
- 耐震改修を行った住宅に係る税額の減額措置を2年延長
- バリアフリー改修及び省エネ改修を行った住宅に係る税額の減額措置について、見直しを行った上で2年延長
- 郵政民営化に伴い合併前の郵便事業株式会社及び郵便局株式会社が日本郵政公社から承継し、かつ、日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る課税標準の特例措置について、課税標準を価格の6分の5（現行：5分の4）とした上で2年延長〔固定資産税・都市計画税〕
- 公害防止用設備（汚水又は廃液を処理するための施設、ドライクリーニング機）に係る課税標準の特例措置について、見直しを行った上で2年延長
- 所有する全ての農地（10a未満の自作地を除く。）に農地中間管理事業のための賃借権等を新たに設定し、かつ、当該賃借権等の設定期間が10年以上である農地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、対象となる農地の範囲を明確化した上、その適用期限を2年延長

## 1 たばこ税の見直し [たばこ税]

## ○ たばこ税率の引き上げ

たばこ税率を平成 30 年 10 月 1 日から 3 段階で引き上げる。

(税率：1,000 本あたり)

	現 行	改 正 後			現行との 差 額
		H30.10.1～	H32.10.1～	H33.10.1～	
国のたばこ税※	6,122 円	6,622 円	7,122 円	7,622 円	1,500 円
地方のたばこ税	6,122 円	6,622 円	7,122 円	7,622 円	1,500 円
道府県たばこ税	860 円	930 円	1,000 円	1,070 円	210 円
市町村たばこ税	5,262 円	5,692 円	6,122 円	6,552 円	1,290 円
合 計	12,244 円	13,244 円	14,244 円	15,244 円	3,000 円
現行との差額	- 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	-

※たばこ特別税を含む

## ○ 加熱式たばこの課税方式の見直し

課税区分に「加熱式たばこ」の区分を設ける。

加熱式たばこの課税標準は、重量及び小売価格を紙巻たばこの本数に換算する方式とし、平成 30 年 10 月 1 日から 5 年間かけて段階的に移行する。



(個人の町民税の非課税の範囲)

第 24 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税（第 2 号に該当する者にあつては、第 53 条の 2 の規定によつて課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による生活扶助を受けている者
  - (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が 125 万円を超える場合を除く。）
- 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 280,000 円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 168,000 円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

(均等割の税率)

第 31 条 略

- 2 第 23 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該 右欄に定める額とする。

略
---

3 及び 4 略

(所得控除)

(個人の町民税の非課税の範囲)

第 24 条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税（第 2 号に該当する者にあつては、第 53 条の 2 の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による生活扶助を受けている者
  - (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が 135 万円を超える場合を除く。）
- 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が 280,000 円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 168,000 円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

(均等割の税率)

第 31 条 略

- 2 第 23 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

略
---

3 及び 4 略

(所得控除)





(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 略

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号の者\_\_\_\_\_は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には\_\_\_\_\_、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 略

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により \_\_\_\_\_給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）\_\_\_\_\_若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7第1項

（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法

人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定によつて控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りではない。

## 2及び3 略

4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(第1項又は前項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を町長に提出しなければならない。

5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定によつて第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において、純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに、第1項の申告書を町長に提出することができる。

6 第23条第1項第1号の者\_\_\_\_\_は、第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定によつて控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、町長に提出しなければならない。

7 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第23条第1項第1号の者\_\_\_\_\_のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規

人に対するものを除く。第6項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定により 控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りではない。

## 2及び3 略

4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(第1項又は前項の規定により 第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には\_\_\_\_、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を町長に提出しなければならない。

5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により 第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において、純損失又は雑損失の金額がある場合には\_\_\_\_、3月15日までに、同項 第1項の申告書を町長に提出することができる。

6 第23条第1項第1号に掲げる者は、第34条の7第1項(同項第2号に掲げる寄附金に係る部分に限る。)の規定により 控除すべき金額の控除を受けようとする場合には\_\_\_\_、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、町長に提出しなければならない。

7 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には\_\_\_\_、第23条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規

定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

8 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第23条第1項第2号の者\_\_\_\_\_に、3月15日までに、賦課期日現在において、町内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者\_\_\_\_\_に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（特別徴収義務者）

第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）とする。

定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

8 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には\_\_\_\_\_、第23条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、町内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

9 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には\_\_\_\_\_、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

（特別徴収義務者）

第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（次条第1項において「年金保険者」という。）とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第 47 条の 5 当該年度の初日の属する年の前年の 10 月 1 日からその翌年の 3 月 31 日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第 2 項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 30 日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第 44 条第 1 項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の 2 分の 1 に相当する額をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 30 日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。

2 略

3 第 47 条の 3 及び前条の規定は、第 1 項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第 47 条の 3 中「前条第 1 項」とあるのは「第 47 条の 5 第 1 項」と

\_\_\_\_、前条第 1 項及び第 2 項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第 47 条の 5 当該年度の初日の属する年の前年の 10 月 1 日からその翌年の 3 月 31 日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第 2 項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 30 日までの間において支払われる場合には \_\_\_\_\_、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の町民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第 44 条第 1 項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合には \_\_\_\_\_、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の 2 分の 1 に相当する額をいう。次条第 2 項において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 30 日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。

2 略

3 第 47 条の 3 及び前条の規定は、第 1 項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第 47 条の 3 中「前条第 1 項」とあるのは「第 47 条の 5 第 1 項」と、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に

規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と、前条第 1 項及び第 2 項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月

31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(法人の町民税の申告納付)

第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(法人の町民税の申告納付)

第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書(第10項及び

第11項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

4 内国法人\_\_\_\_\_又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書（同条第 21 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第 5 項第 1 号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント（申告書を提出した日（同条第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。

4 略

5 第 3 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する町民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5 法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書（同条第 21 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント（申告書を提出した日（同条第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。

6 略

7 第 5 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る町民税について同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する町民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)及び(2) 略

6 略

7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

(1)及び(2) 略

8 略

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により町長に提供することに

(法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第 52 条 法人税法第 74 条第 1 項又は第 144 条の 6 第 1 項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

より、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第 10 項の規定により行われた同項の申告は、法第 762 条第 1 号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。

(法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第 52 条 法人税法第 74 条第 1 項又は第 144 条の 6 第 1 項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第 75 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年 7.3 パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 第 48 条第 7 項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 7 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する町民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付が



2 法人税法第81条の22第1項の規定によつて法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

あつた日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

4 法人税法第81条の22第1項の規定により 法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不

第4節 町たばこ税

正の行為により町民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る町民税又は令第48条の16の2第3項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により町民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき町民税又は令第48条の15の5第4項に規定する町民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第4節 町たばこ税

(製造たばこの区分)

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

(町たばこ税の納税義務者等)

第 92 条 略

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第 93 条 略

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

(町たばこ税の納税義務者等)

第 92 条の 2 略

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)

第 93 条 略

(製造たばことみなす場合)

第 93 条の 2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの (たばこ事業法第 3 条第 1 項に規定する会社 (以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第 8 条の 2 の 2 で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行されたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第 3 項第 1 号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。) は、製造たばことみなして、

(たばこ税の課税標準)

第 94 条 たばこ税の課税標準は、第 92 条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等\_\_\_\_\_に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ\_\_\_\_\_の本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもつて喫煙用の紙巻たばこの 1 本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。

区 分	重 量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア <u>パイプたばこ</u>	1 グラム
イ <u>葉巻たばこ</u>	1 グラム
ウ 刻みたばこ	2 グラム
略	

この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第 94 条 たばこ税の課税標準は、第 92 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等(以下この条及び第 98 条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこ\_\_\_\_\_の本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこ\_\_\_\_\_の 1 本に換算するものとする。\_\_\_\_\_

区 分	重 量
1 喫煙用の製造たばこ	
ア <u>葉巻たばこ</u>	1 グラム
イ <u>パイプたばこ</u>	1 グラム
ウ 刻みたばこ	2 グラム
略	

3 加熱式たばこに係る第 1 項の製造たばこの本数は、第 1 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.8 を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第 2 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.2 を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第 3 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.2 を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の 1 グラムをもつて紙巻たばこの 1 本に換算する方法

3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を\_\_\_\_\_本数に換算する場合の

\_\_\_\_\_計算は、第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等

\_\_\_\_\_に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲

製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

4 前項の計算に関し、製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。

(たばこ税の課税免除)

第96条 略

2 略

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第92条の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。

(たばこ税の課税免除)

第96条 略

2 略

3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第92条の2の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定

する書類及び次条第 1 項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。

2～5 略

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第 3 条の 2 当分の間、第 19 条、第 43 条第 2 項、第 48 条第 3 項、第 50 条第 2 項、第 53 条の 12 第 2 項、第 72 条第 2 項、第 98 条第 5 項、第 101 条第 2 項、第 139 条第 2 項（第 140 条の 7 において準用する場合を含む。）及び第 140 条第 2 項（第 140 条の 7 において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第 52 条 \_\_\_\_\_ に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、同条 の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

する書類及び次条第 1 項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。

2～5 略

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第 3 条の 2 当分の間、第 19 条、第 43 条第 2 項、第 48 条第 5 項、第 50 条第 2 項、第 53 条の 12 第 2 項、第 72 条第 2 項、第 98 条第 5 項、第 101 条第 2 項、第 139 条第 2 項（第 140 条の 7 において準用する場合を含む。）及び第 140 条第 2 項（第 140 条の 7 において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第 52 条第 1 項及び第 4 項に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。



(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条に\_\_\_\_\_規定する延滞金の割合を同項\_\_\_\_\_に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第52条に\_\_\_\_\_規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条\_\_\_\_\_及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 略

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該町民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する町民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 略

(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)

第 5 条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 33 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額\_\_\_\_\_ (その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額) 以下である者に対しては、第 23 条第 1 項の規定にかかわらず、所得割 (分離課税に係る所得割を除く。) を課さない。

2 及び 3 略

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 10 条の 2 略

2 略

3 法附則第 15 条第 2 項第 3 号に規定する市町村の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

4 法附則第 15 条第 2 項第 7 号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

5~7 略

(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)

第 5 条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 33 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額 (その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額) 以下である者に対しては、第 23 条第 1 項の規定にかかわらず、所得割 (分離課税に係る所得割を除く。) を課さない。

2 及び 3 略

(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)

第 10 条の 2 略

2 略

3 法附則第 15 条第 2 項第 6 号に規定する市町村の条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

4~6 略

7 法附則第 15 条第 32 項第 1 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

8 法附則第 15 条第 32 項第 1 号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

9 法附則第 15 条第 32 項第 1 号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

8 法附則第 15 条第 32 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第 15 条第 32 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

10 法附則第 15 条第 32 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

11～14 略

15 法附則第 15 条の 8 第 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 10 条の 3 略

2 略

3 法附則第 15 条の 8 第 3 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第 12 条第 17 項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

10 法附則第 15 条第 32 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

11 法附則第 15 条第 32 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

12 法附則第 15 条第 32 項第 3 号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第 15 条第 32 項第 3 号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第 15 条第 32 項第 3 号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

15～18 略

19 法附則第 15 条の 8 第 2 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 10 条の 3 略

2 略

3 法附則第 15 条の 8 第 1 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第 12 条第 8 項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 略

4 法附則第 15 条の 8 第 4 項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 7 条第 1 項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第 12 条第 21 項第 1 号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

5 法附則第 15 条の 8 第 5 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第 12 条第 24 項において準用する同条第 17 項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 略

6 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 26 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

7 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる

(3) 略

4 法附則第 15 条の 8 第 2 項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 7 条第 1 項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第 12 条第 12 項第 1 号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

5 法附則第 15 条の 8 第 3 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第 12 条第 15 項において準用する同条第 8 項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 略

6 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 17 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

7 法附則第 15 条の 9 第 4 項の高齢者等居住改修住宅又は同条第 5 項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 4 項に規定する居住安全改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる

事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 令附則第 12 条第 30 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 10 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 38 項に規定する補助金等

(6) 略

9 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 8 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 令附則第 12 条第 21 項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 略

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第 12 条第 22 項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 略

8 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 29 項に規定する補助金等

(6) 略

9 法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 10 項各号に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

10 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 12 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 38 項に規定する補助金等

(6) 略

11 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 14 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 26 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 施行規則附則第 7 条第 14 項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

10 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 29 項に規定する補助金等

(6) 略

11 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 13 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 17 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 施行規則附則第 7 条第 13 項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

12 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移

<p>(土地に対して課する<u>平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>)</p> <p>第 11 条 次条から附則第 14 条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第 18 条第 6 項 (附則第 13 条の場合<u>にあつては</u>、法附則第 19 条第 2 項において準用する法附則第 18 条第 6 項)</p>	<p><u>動等の円滑化の促進に関する法律施行規則 (平成 18 年国土交通省令第 110 号) 第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律 (平成 24 年法律第 49 号) 第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 (平成 18 年政令第 379 号) 第 5 条第 3 号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第 4 号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか</u>の別</p> <p>(4) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>(5) <u>利便性等向上改修工事が完了した年月日</u></p> <p>(6) <u>利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由</u></p> <p>(土地に対して課する<u>平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義</u>)</p> <p>第 11 条 次条から附則第 14 条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第 18 条第 6 項 (附則第 13 条の場合<u>には</u>、法附則第 19 条第 2 項において準用する法附則第 18 条第 6 項)</p>
---	--

(7) 略

(平成 28 年度又は平成 29 年度における土地の価格の特例)

第 11 条の 2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、平成 28 年度分又は平成 29 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する平成 28 年度適用土地又は平成 28 年度類似適用土地であつて、平成 29 年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第 12 条 宅地等に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において

(7) 略

(平成 31 年度又は平成 32 年度における土地の価格の特例)

第 11 条の 2 町の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、町長が土地の修正前の価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、平成 31 年度分又は平成 32 年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第 17 条の 2 第 1 項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する平成 31 年度適用土地又は平成 31 年度類似適用土地であつて、平成 32 年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第 61 条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第 17 条の 2 第 2 項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第 12 条 宅地等に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において



同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には\_\_\_\_、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には\_\_\_\_、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額）にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第 13 条 農地に係る平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額）にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.7 を超えるものに係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第 13 条 農地に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年

度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額 (以下「農地調整固定資産税額」という。) を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

(特別土地保有税の課税の特例)

第 15 条 附則第 12 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等 (附則第 11 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 137 条第 1 号及び第 140 条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 12 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 137 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格 (法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。) に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格 (法附則第 11 条の 5 第

度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額 (以下「農地調整固定資産税額」という。) を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

(特別土地保有税の課税の特例)

第 15 条 附則第 12 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等 (附則第 11 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 137 条第 1 号及び第 140 条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 12 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 137 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格 (法附則第 11 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。) に 2 分の 1 を乗じて得た額」とし、「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格」とあるのは「令第 54 条の 38 第 1 項に規定する価格 (法附則第 11 条の 5 第

1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。) に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 略

2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

1 項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。) に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例)

第17条の2 略

2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

富士見町税条例（昭和 30 年富士見町条例第 42 号）新旧対照表【第 2 条関係】

現行	改正後(案)
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第 94 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第 1 項の製造たばこの本数は、第 1 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.8</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第 2 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第 3 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4～10 略</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p> <p>第 10 条の 2 略</p> <p>2～16 略</p> <p>17 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>18 法附則第 15 条第 45 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>19 略</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第 94 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第 1 項の製造たばこの本数は、第 1 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第 2 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第 3 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4～10 略</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)</p> <p>第 10 条の 2 略</p> <p>2～16 略</p> <p>17 法附則第 15 条第 43 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。</p> <p>18 法附則第 15 条第 44 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</p> <p>19 略</p>

富士見町税条例（昭和 30 年富士見町条例第 42 号）新旧対照表【第 3 条関係】

現行	改正後(案)
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第 94 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第 1 項の製造たばこの本数は、第 1 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第 2 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第 3 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの 1 本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 7 号）<u>附則第 48 条第 1 項第 1 号</u>に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成 10 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するたばこ特別税の税率、法第 74 条の 5 に規定するたばこ税の税率及び法第 468 条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ 1,000 で除して得た金額の合計額を 100 分の 60 で除して計算した金額をいう。第 8 項において同じ。）をもつて紙巻たばこの 0.5 本に換算する方法</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>4～10 略</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第 94 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第 1 項の製造たばこの本数は、第 1 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第 2 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第 3 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの 1 本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 7 号）<u>附則第 48 条第 1 項第 2 号</u>に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成 10 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するたばこ特別税の税率、法第 74 条の 5 に規定するたばこ税の税率及び法第 468 条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ 1,000 で除して得た金額の合計額を 100 分の 60 で除して計算した金額をいう。第 8 項において同じ。）をもつて紙巻たばこの 0.5 本に換算する方法</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>4～10 略</p>

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,122円とする。

富士見町税条例（昭和 30 年富士見町条例第 42 号）新旧対照表【第 4 条関係】

現行	改正後(案)
<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第 94 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第 1 項の製造たばこの本数は、第 1 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.4</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第 2 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第 3 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.6</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの 1 本の金額に相当する金額（<u>所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 7 号）附則第 48 条第 1 項第 2 号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成 10 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するたばこ特別税の税率、法第 74 条の 5 に規定するたばこ税の税率及び法第 468 条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ 1,000 で除して得た金額の合計額を 100 分の 60 で除して計算した金額をいう。第 8 項において同じ。）をもつて紙巻たばこの 0.5 本に換算する方法</u></p> <p>ア 略</p>	<p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第 94 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第 1 項の製造たばこの本数は、第 1 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.2</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第 2 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.8</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第 3 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に <u>0.8</u> を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。</p> <p>(1) 及び(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの 1 本の金額に相当する金額（<u>たばこ税法（昭和 59 年法律第 72 号）第 11 条第 1 項に規定する</u> たばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成 10 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定するたばこ特別税の税率、法第 74 条の 5 に規定するたばこ税の税率及び法第 468 条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ 1,000 で除して得た金額の合計額を 100 分の 60 で除して計算した金額をいう。第 8 項において同じ。）をもつて紙巻たばこの 0.5 本に換算する方法</p> <p>ア 略</p>



<p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和 59 年法律第 72 号) 第 10 条第 3 項第 2 号ロ及び法第 467 条第 4 項の規定の例により算定した金額</p> <p>4～10 略</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第 95 条 たばこ税の税率は、1,000 本につき <u>6,122 円</u>とする。</p>	<p>イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法_____ 第 10 条第 3 項第 2 号ロ及び法第 467 条第 4 項の規定の例により算定した金額</p> <p>4～10 略</p> <p>(たばこ税の税率)</p> <p>第 95 条 たばこ税の税率は、1,000 本につき <u>6,552 円</u>とする。</p>
---	---

富士見町税条例（昭和 30 年富士見町条例第 42 号）新旧対照表【第 5 条関係】

現行	改正後(案)
<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第 93 条の 2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第 3 条第 1 項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第 8 条の 2 の 2 で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行されたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第 3 項第 1 号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第 94 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第 1 項の製造たばこの本数は、<u>第 1 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.2 を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第 2 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.8 を乗じて計算した紙巻た</u></p>	<p>(製造たばことみなす場合)</p> <p>第 93 条の 2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第 3 条第 1 項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第 8 条の 2 の 2 で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行されたもの及び輸入されたものに限る。以下この条_____において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</p> <p>(たばこ税の課税標準)</p> <p>第 94 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 加熱式たばこに係る第 1 項の製造たばこの本数は、<u>次_____</u>に掲げる方法により換算した_____</p>

ばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2)及び(3) 略

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 略

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1)及び(2) 略

4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合

における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 略

7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 略

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 略

富士見町税条例の一部を改正する条例（平成 27 年富士見町条例第 10 号）新旧対照表【第 6 条関係】

現行	改正後(案)
<p>附 則 （町たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ 3 級品に係る町たばこ税の税率は、<u>新条例</u> 第 95 条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする</p> <p>(1) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 2,925 円</p> <p>(2) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 3,355 円</p> <p>(3) 平成 30 年 4 月 1 日から<u>平成 31 年 3 月 31 日</u>まで 1,000 本につき 4,000 円</p> <p>3 略</p> <p>4 平成 28 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第 469 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>新条例第 92 条第 1 項</u> _____ に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 9 号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第 52 条第 1</p>	<p>附 則 （町たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ 3 級品に係る町たばこ税の税率は、<u>富士見町税条例</u>第 95 条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 2,925 円</p> <p>(2) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで 1,000 本につき 3,355 円</p> <p>(3) 平成 30 年 4 月 1 日から<u>平成 31 年 9 月 30 日</u>まで 1,000 本につき 4,000 円</p> <p>3 略</p> <p>4 平成 28 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第 469 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>富士見町税条例第 92 条の 2 第 1 項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 9 号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第 52 条第 1</p>

項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

5～12 略

13 平成 31 年 4 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 12 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000 本につき 1,262 円とする。

項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

5～12 略

13 平成 31 年 10 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ 3 級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 52 条第 12 項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ 3 級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ 3 級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ 3 級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ 3 級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000 本につき 1,692 円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	前項	第13項
第5項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	<u>平成31年4月30日</u>
第6項	平成28年9月30日	<u>平成31年9月30日</u>
略		

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	前項	第13項
第5項	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	<u>平成31年10月31日</u>
第6項	平成28年9月30日	<u>平成32年3月31日</u>
略		

富士見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要（専決処分）

平成30年3月 子ども課

1. 改正の趣旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布、施行に伴い改正したい。

2. 改正内容

省令第10条第3項；放課後児童支援員の資格要件

- 同項中第4号の見直しに伴う改正。→町条例では第11条第3項各号にあたる。
  - ・教諭となる資格を有する方について放課後児童支援員の資格者としている規定について、教員免許更新制との関係を分かり易く規定した。
  - ・教員免許法上の教員免許を有する方（免許更新しなかったこと等による効力は問わない）を対象とするという方向での改正。
- 同項に第10号を追加（資格要件の拡大）
  - ・中卒者に対し放課後児童支援員となれるようにすることに伴う改正。
  - ・5年以上放課後児童クラブでの実務経験がある方について町長が適当と認めた場合に放課後児童支援員となることができることとする。

3. 施行期日

平成30年4月1日から施行する。



富士見町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年富士見町条例第17号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、町長が</u> <u>適当と認めたもの</u></p> <p>4・5 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>

## 富士見町印鑑条例の全部改正の概要

平成 30 年 6 月 住民福祉課

### 1. 全部改正の趣旨

諏訪 6 市町村では、コンビニ証明書交付共同構築の方針を決定し、平成 31 年 3 月 1 日からコンビニ証明書交付をスタートすることとしている。

これに伴い、個人番号（マイナンバー）カードを利用してコンビニエンスストア等の多機能端末機から印鑑登録証明書の発行を可能とする。また、男女共同参画の実現に向けて、性同一性障害者など性的マイノリティに配慮するため、印鑑登録証明書等の性別記載欄を削除するほか、手続き等について所要の改正を行う。

### 2. 主な改正の内容

題名を「富士見町印鑑の登録及び証明に関する条例」に改める。

第 7 条（登録事項）から性別の記載を削除する。

第 7 条により備えた印鑑登録原票について、修正、再製が生じた場合の規定として第 8 条（印鑑登録原票の修正）及び第 9 条（印鑑登録原票の再製）を設け、第 10 条において交付した印鑑登録証について、第 11 条でその効力に関する規定を加える。

第 14 条第 2 項（印鑑登録証明書の交付申請）について、マイナンバーカードを保持する者が、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機を利用して印鑑登録証明書の交付申請をすることができる規定を加える。

第 15 条において印鑑登録証明書の交付申請の不受理について、また、第 19 条において印鑑登録証の返還についての規定を加える。

### 3. 施行期日

平成 31 年 3 月 1 日（コンビニ証明書交付スタート時）

## 富士見町税条例等の一部を改正する条例の概要

平成 30 年 6 月 財務課

地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）が平成 30 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い富士見町税条例の一部を改正する。

### 生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援 [固定資産税（償却資産）]

- 生産性革命集中投資期間中において、地域の中小企業による設備投資の促進に向けて、生産性向上の実現のための生産性向上特別措置法（仮）の規定により市町村が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税を 2 分の 1 からゼロまで軽減することを可能とする 3 年間の時限的な特例措置を創設。（富士見町の規定はゼロとする）

上記の特例措置の創設に伴い、中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に基づき中小事業者等が取得する一定の機械・装置等に係る固定資産税の課税標準の特例措置は、適用期限をもって廃止。

富士見町税条例(昭和30年富士見町条例第42号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正後（案）
<p>附 則                      （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～18 略</p> <p><u>19</u> 略</p>	<p>附 則                      （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～18 略</p> <p><u>19</u> 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。</p> <p><u>20</u> 略</p>

富士見町税条例(昭和30年富士見町条例第42号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正後（案）
<p>附 則                      （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）                      第10条の2 略                      2～18 略                      19 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。                      20 略</p>	<p>附 則                      （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）                      第10条の2 略                      2～18 略                      19 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。                      20 略</p>

## 国民健康保険条例改正の概要

平成 30 年 6 月 住民福祉課

### ■富士見町国民健康保険の現状

- ・富士見町国民健康保険財政は、単年度収支で平成 20 年度から赤字運営
- ・医療費は平成 20 年度から増加し、平成 25・26 年度が最大のピークを向かえた。
- ・医療費の増加に伴い、保険料率をその都度引き上げ、また、基金の繰入・一般会計からの特別繰入を投入し、被保険者の急激な負担増を抑制してきた  
(基金繰入 H25 : 17,432 千円 特別繰入 H25・H26・H27・H28 : 20,000 千円)

### ◆平成 29 年度の状況

- ・保険給付費は県からの増加率を加味し、前年度決算 6.09%増で見込んだが、結果的に保険給付費全体で前年度決算 0.84%増に留まった(一般・退職含む)  
(一般被保険者 5.00%増・退職被保険者 55.48%減：療養給付・療養費・高額含む)
- ・特に、被保険者数は後期高齢者医療保険への移行などに伴い大幅に減少しており、医療件数も若干減少しているが、一般被保険者の医療費(保険者負担分)では、4.25%増
- ・被保険者数 168 名減  
(一般被保険者：H29 末 3,543 名 77 名減・退職被保険者：H29 末 42 名 91 名減)
- ・決算見込みは、単年度収支 13,255 千円の赤字・繰越 355,244 千円(4 月末現在)

### ■国民健康保険料率の改正について

- ・今年度から市町村とともに長野県が保険者となり、主に財政運営の責任主体を担うことで持続可能な医療保険制度改正がスタートしました。

長野県が示す平成 30 年度事業費納付金 402,079,079 円(富士見町分)を納付するため、決算見込みの状況を踏まえ保険料率を以下のとおり改正します。

#### 【保険料率改正に当たっての条件】

1. 平成 29 年度決算、県交付金を踏まえ、繰越金 355,244 千円から 20,424 千円を投入
2. 平成 30 年 3 月 2 日の富士見町国民健康保険運営協議会の答申結果より、町は資産割を毎年 2%削減し所得割を増加
3. 保険料収納率 97%で見込む

なお、過年度分の返還金が生じることを想定しても、県の激変緩和の施策により各市町村の事業費納付金の抑制、また平成 32 年度に県が示す「ロードマップ」を見据え、富士見町の医療費抑制に努めながら、繰越金等を効果的に投入し事業費納付金に対応していきます。

◆改正内容

(1) 第15条関係 (参考)

一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率

	改正前	改正後
所得割	100分の5.50	100分の5.70
資産割	100分の31.00	100分の25.70
被保険者均等割	19,600円	据置き
世帯別平等割	18,500円	据置き

(2) 第15条の6の6関係

一般被保険者に係る後期高齢者支援金の保険料率の改正

	改正前	改正後
所得割	100分の2.20	100分の2.13
資産割	100分の12.60	100分の9.60
被保険者均等割	8,500円	7,900円
世帯別平等割	7,000円	6,800円

(3) 第15条の11関係 (参考)

介護納付金の保険料率

	改正前	改正後
所得割	100分の2.20	100分の1.80
資産割	100分の15.20	100分の9.00
被保険者均等割	10,300円	7,900円
世帯別平等割	6,500円	5,000円

40歳以上65歳未満の被保険者（介護保険の第2号被保険者）が該当します。

【参考：試算結果】

一人当たり保険料	平成29年度	平成30年度	比較
	94,898円/年	90,725円/年	▲4,173円

※ 一人当たり保険料＝各調定額（医療・支援・介護）÷年度当初全体被保険者数

富士見町国民健康保険条例(昭和34年富士見町条例第4号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の5.50</u></p> <p>(2) 資産割 <u>100分の31.00</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の6の6 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.20</u></p> <p>(2) 資産割 <u>100分の12.60</u></p> <p>(3) 被保険者均等割 一般被保険者1人について<u>8,500円</u></p> <p>(4) 世帯別平等割アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1世帯について<u>7,000円</u></p> <p>イ 特定世帯 1世帯についてアに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯 1世帯についてアに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第15条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の5.70</u></p> <p>(2) 資産割 <u>100分の25.70</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)</p> <p>第15条の6の6 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.13</u></p> <p>(2) 資産割 <u>100分の9.60</u></p> <p>(3) 被保険者均等割 一般被保険者1人について<u>7,900円</u></p> <p>(4) 世帯別平等割アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1世帯について<u>6,800円</u></p> <p>イ 特定世帯 1世帯についてアに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定継続世帯 1世帯についてアに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額</p>



2 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第15条の11 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.20
- (2) 資産割 100分の15.20
- (3) 被保険者均等割 一般被保険者1人について10,300円
- (4) 世帯別平等割 1世帯について6,500円

2 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第15条の11 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の1.80
- (2) 資産割 100分の9.00
- (3) 被保険者均等割 一般被保険者1人について7,900円
- (4) 世帯別平等割 1世帯について5,000円

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の富士見町国民健康保険条例の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

# 富士見町地域経済牽引事業の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要

平成 30 年 6 月 産業課

## 1. 改正の趣旨

平成 30 年 3 月議会にて、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）」の施行に伴う固定資産税の課税の特例について、条例の一部改正を行ったところ課税免除の要件について、「主務大臣が認めたもの」に加え「減収補填のための交付税措置を町が受けられること（財政力指数による減収補填の有無）」を追加するもの。

## 2. 改正の主な内容

- (1) 地域再生法根拠条項の訂正
- (2) 法第 24 条に加え第 25 条の要件（財政力指数による減税補てんの有無）の追加

## 3. 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

富士見町地域経済牽引事業の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例(平成28年富士見町条例第15号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方活力向上区域 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第16項の認定を受けた地域再生を図るための計画に記載されている区域をいう。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>(促進区域における課税免除)</p> <p>第4条 促進区域内において、地域未来投資促進法第13条第4号の規定により長野県知事から地域経済牽引事業計画の承認を受けているもので、かつ、同法第24条の規定に基づき、承認地域経済牽引事業の地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に係る確認を受けたもの_____について、当該施設の用に供する家屋若しくは構造物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税は、当該固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分に限り課税を免除するものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 地方活力向上区域 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第15項の認定を受けた地域再生を図るための計画に記載されている区域をいう。</p> <p>(2) ～ (3) (略)</p> <p>(促進区域における課税免除)</p> <p>第4条 促進区域内において、地域未来投資促進法第13条第4号の規定により長野県知事から地域経済牽引事業計画の承認を受けているもので、かつ、同法第24条の規定に基づき、承認地域経済牽引事業の地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に係る確認を受けたもの及び、同法第25条の規定に該当するものについて、当該施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税は、当該固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分に限り課税を免除するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</p>

## 富士見町公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の概要

平成 30 年 6 月建設課

### 1. 改正の趣旨

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成 29 年政令第 156 号)により都市公園法施行令(昭和 31 年政令第 290 号)の一部が改正され、運動施設に関する制限について地方公共団体が条例で定める必要が生じたため。

### 2. 改正の内容

都市公園に設ける運動施設の割合を、敷地面積の 100 分の 50 以内とするもの。

### 3. 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

富士見町公園の設置及び管理に関する条例(平成11年富士見町条例第5号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(特定公園施設の整備基準) 第2条の6（略）</p>	<p>(特定公園施設の整備基準) 第2条の6（略） <u>(都市公園の運動施設の制限)</u> <u>第2条の7 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

## 富士見町立コミュニティ・プラザ設置条例の一部を改正する条例の概要

平成 30 年 6 月 生涯学習課

### 1. 改正の趣旨

平成 28 年度より教育委員会子ども課及び生涯学習課 2 課の事業として進めてきた多目的交流広場が平成 30 年 7 月に完成することに伴い、その主管を生涯学習課が担当し管理運営する。

多目的交流広場は、体育施設であった多目的運動場を含めコミュニティ・プラザ噴水部分等の敷地を拡大し多目的交流広場とした基本方針に沿い、富士見町立コミュニティ・プラザ設置条例及び規則に「多目的交流広場」に関する文言を加える。

### 2. 改正内容

①富士見町立コミュニティ・プラザ設置条例及び規則を一部改正し、「多目的交流広場」に関する文言を加える。

②コミュニティ・プラザは、公民館、図書館、博物館の複合施設であり、その機能は条例にそれぞれ規定があるため、多目的交流広場は複合施設に付帯する広場とする。

### 3. 施行期日

公布の日から施行する。

富士見町立コミュニティ・プラザ設置条例(平成6年富士見町条例第11号)新旧対照表

現行	改正後（案）				
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、公民館、図書館、博物館の複合施設_____として、富士見町立コミュニティ・プラザ(以下「コミュニティ・プラザ」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 コミュニティ・プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="244 813 1084 895"> <tr> <td>富士見町コミュニティ・プラザ</td> <td>富士見町<u>富士見3,597番地1</u></td> </tr> </table> <p>(使用の制限)</p> <p>第7条 教育委員会は、次の各号の1に該当する者に対しては、コミュニティ・プラザへの入館_____を拒み、又は退館_____を命ずることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	富士見町コミュニティ・プラザ	富士見町 <u>富士見3,597番地1</u>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、公民館、図書館、博物館の複合施設<u>及び多目的交流広場</u>として、富士見町立コミュニティ・プラザ(以下「コミュニティ・プラザ」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 コミュニティ・プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1142 813 1982 895"> <tr> <td>富士見町コミュニティ・プラザ</td> <td>富士見町<u>富士見3597番地1</u></td> </tr> </table> <p>(使用の制限)</p> <p>第7条 教育委員会は、次の各号の1に該当する者に対しては、コミュニティ・プラザへの入館<u>・入場</u>を拒み、又は退館<u>・退場</u>を命ずることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 <u>多目的交流広場において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。また許可を受けた事</u></p>	富士見町コミュニティ・プラザ	富士見町 <u>富士見3597番地1</u>
富士見町コミュニティ・プラザ	富士見町 <u>富士見3,597番地1</u>				
富士見町コミュニティ・プラザ	富士見町 <u>富士見3597番地1</u>				

(行為の制限)

第11条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 設備\_\_の現形を変更すること。
- (2) 特別の設備\_\_を行うこと。
- (3) (略)

項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 行商、募金、その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真、又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 集会、その他これらに類する行為をすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広場の全部又は一部を独占して利用すること。

3 多目的交流広場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会が許可したもの、又はやむを得ないと認めたものについてはこの限りでない。

- (1) 広場施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 植物を採取し、又は損傷すること。
- (3) はり紙、又は広告を表示すること。
- (4) 指定された場所以外へ車両等を乗り入れ、又は停めておくこと。
- (5) 焚火、又は火気のもてあそびその他危険な行為をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、広場の管理に支障のある行為をすること。

(行為の制限)

第11条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 設備等の現形を変更すること。
- (2) 特別の設備等を行うこと。
- (3) (略)



(原状回復命令等)

第12条 使用者は、施設及び設備\_\_を損傷し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会に届けなければならない。

2 (略)

(原状回復命令等)

第12条 使用者は、施設及び設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに教育委員会に届けなければならない。

2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 富士見町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の概要

平成30年6月 上下水道課

### 改正の概要

(下水道事業の排水区域等の変更について)

事業計画年度を平成36年度に延伸するのに合わせて、下水道法改正に伴う腐食の恐れがあるマンホールの点検と施設の設置及び機能の維持に関する中長期的な方針を記載するため事業認可変更を行い、計画処理人口と計画処理区域面積及び計画1日最大処理量を変更する。

富士見町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和43年富士見町条例第18号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 下水道事業の排水区域等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公共下水道事業</p> <p>ア 排水区域及び処理区域 供用及び処理の開始の公示をした区域</p> <p>イ 計画処理人口 <u>12,550人</u></p> <p>ウ 計画処理区域面積 <u>862.7ヘクタール</u></p> <p>エ 計画1日最大処理量 <u>10,434立方メートル</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 下水道事業の排水区域等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公共下水道事業</p> <p>ア 排水区域及び処理区域 供用及び処理の開始の公示をした区域</p> <p>イ 計画処理人口 <u>11,930人</u></p> <p>ウ 計画処理区域面積 <u>862.8ヘクタール</u></p> <p>エ 計画1日最大処理量 <u>8,792立方メートル</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

## 6 市町村間の証明書等の交付等に係る事務の相互委託に関する規約の廃止の概要

平成 30 年 6 月 住民福祉課

### 1. 廃止の趣旨・経緯

6 市町村間の相互委託による証明書等の交付、所謂「諏訪広域相互証明サービス」は、平成 14 年 4 月 1 日より住民の利便性を確保する目的でスタートした。この間、各市町村の証明書交付窓口では、住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明書、戸籍記載事項証明書の発行に対応している。

これに対して「コンビニ証明書交付サービス」は、マイナンバーカードの利用により、全国のコンビニエンスストア等の多機能端末からいつでも、どこでも居住する市町村の区域を超えて各種証明書が発行可能なサービスとして構築できることから、諏訪 6 市町村においてもマイナンバーカードの普及やシステムの共同化、クラウド化を推進し、更に利便性を向上するため、昨年の正副広域連合長会議において平成 31 年 3 月 1 日からのコンビニ証明書交付共同運用方針を決定し検討を行ってきた。

検討の結果、「コンビニ証明書交付サービス」の全国的な導入傾向や交付窓口が大幅に拡大することを踏まえて、証明書交付サービスとして重複する「諏訪広域相互証明サービス」についてはシステム更改せず、平成 31 年 3 月 31 日付けでサービスを終了するため、関係 5 市町村間との事務の相互委託に関する規約を廃止することについて、協議を行う。

### 2. 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

## 富士見町の特定の事務を取扱わせる郵便局の指定等の取消しに関する協議の概要

平成 30 年 6 月 住民福祉課

### 1. 取り消しの趣旨・経緯

町内郵便局における「郵便局証明書サービス」は、平成 16 年 12 月 1 日より町内 5 郵便局へ証明書等の交付事務を委託して、住民票の写し、印鑑登録証明書、税証明書、戸籍記載事項証明書などの発行を取り扱ってきたが、平成 23 年 4 月 1 日には、取扱実績が少ない郵便局における発行は取りやめ、現在では、2 郵便局（本郷・境郵便局）において対応している。

これに対して「コンビニ証明書交付サービス」は、マイナンバーカードの利用により、全国のコンビニエンスストア等の多機能端末からいつでも、どこでも居住する市町村の区域を超えて各種証明書が発行可能なサービスとして構築できることから、「諏訪広域相互証明サービス」と並行して検討した結果、証明書交付サービスとして重複する「郵便局証明書サービス」についても機器更新せず、平成 31 年 3 月 31 日でサービスを終了する方針を決定した。

このため、特定の事務を取扱わせる郵便局の指定等を平成 31 年 3 月 31 日限りで取り消すことについて、協議を行う。

### 2. 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日